

領海等における外国船舶の航行に関する法律案新旧対照条文

|  |   |
|--|---|
| 一 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）                      | 1 |
| 二 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号） | 2 |

○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）（附則第二項関係）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>別表第二（第一条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>十一（略）</p> <p>十二（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>十四 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第<br/>号）</p> <p>十五（略）</p> | <p>別表第二（第一条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>三の二（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>五の二（略）</p> <p>五の三（略）</p> <p>六（略）</p> <p>六の二（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> |

（傍線の部分は改正部分）

○ 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>附則</p> <p>（海事代理士法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十九条 行政書士は、当分の間、前条の規定による改正後の海事代理士法（以下「新海事代理士法」という。）第十七条第一項本文の規定にかかわらず、他人の委託により、業として新海事代理士法第一条に規定する行為（<u>新船員職業安定法若しくは新内航海運業法又はこれらに基づく命令の規定に基づく手続に係る行為に限る。</u>）を行うことができる。</p> | <p>附則</p> <p>（海事代理士法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十九条 行政書士は、当分の間、前条の規定による改正後の海事代理士法（以下「新海事代理士法」という。）第十七条第一項本文の規定にかかわらず、他人の委託により、業として新海事代理士法第一条に規定する行為（<u>新海事代理士法別表第二第三号の二若しくは第五号の三に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定に基づく手続に係る行為に限る。</u>）を行うことができる。</p> |